

令和5年5月1日（月曜日）

令和5年5月金山町議会臨時会 会議録
（第1日目）

令和5年5月金山町議会臨時会 会議録

令和5年 5月1日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番	矢口政一議員	2番	五十嵐優一議員
3番	中村忠行議員	4番	寒河江宏一議員
5番	須藤典夫議員	6番	宮林聡志議員
7番	大場洋介議員	8番	星川智子議員
9番	沼澤道也議員	10番	栗田保則議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 1番 沼澤道也 議員 2番 五十嵐優一 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	小野和俊
教育長	須藤信一	総務課長	丹敏雅
教学課長	松澤和仁	会計管理者 (兼出納室長)	古澤幸
健康福祉課長	正野学	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹	農業委員会事務局長	柴田知房

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後藤隆行

8. 議事日程

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加日程第1号の1

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員の選任

追加日程第6 議会運営委員の選任

追加日程第7 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

追加日程第8 最上地区広域連合議会議員の選挙

追加日程第9 諸般の報告

追加日程第10 町長提出議案の一括上程

追加日程第11 提案理由の説明

追加日程第12 提出議案の説明

追加日程第13 議案審議

追加日程第1号の2

追加日程第1 町長提出議案の上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 提出議案の説明

追加日程第4 議案審議

追加日程第5 閉会中の継続調査の件

令和 5年 5月 1日

午前 10時00分開会

議会事務局長

おはようございます。事務局長の後藤でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職を行うこととなっております。

出席議員の中、矢口政一議員が年長でございますので、議長席にお着きいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

臨時議長

みなさんおはようございます。ただ今紹介されました矢口政一です。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、ただ今より、令和5年5月金山町議会臨時会を開催します。

本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、町長より挨拶の申し出がありましたので、議会運用例第17の4の規定によりこれを許します。

町長。

町長

皆さんおはようございます。新年度最初の議会の開催となりました。

まずは、先の町議会議員選挙におきまして、見事当選されました10名の議員皆さんに対しまして、改めまして敬意を表しますとともに、心よりお祝いを申し上げます。

誠におめでとうございます。

そして本日から任期がスタートするこの日、臨時議会を招集させていただいたところ、全員ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

議会議員と町長は、直接選挙で選ばれる住民を代表する、二元代表制のもと、町民福祉の向上並びによりよい町づくりのために、極めて大きな責務を負っております。

私としましても、町の諸課題解決のために、議員、議会の皆さんと情報を共有し、ともに悩みともに考えていくことで、町づくりのよりよい方向性のために、一緒に歩みを進めていきたいと考えております。

引き続きのご理解とご協力、そしてご指導をお願いいたします。

当町に限らないことではありますが、現在、少子高齢化人口減少の流れが加速傾向にあるという極めて大きな課題があります。

そのような中で、当町は、本年度が町政施行 98 年目に当たり、間もなく大きな節目の 100 周年を迎えることとなります。

この記念すべき年を町として、それにふさわしい記念事業を模索いたしますとともに、101 年目以降の町を、活力ある中で持続させていく責務もあると考えております。

その責務を果たしていくためにも、町議会と町は、町の諸課題に対しまして、真摯に向かい合い、ほどよい緊張感の中で、建設的な議論を積み重ねることで、より良い方向に歩みを進めていくことが可能となるものと考えております。

議会の皆さんにおかれましては、健康にご留意の上、ますます多方面でご活躍されますことを祈念申し上げますとともに、大所高所からのご指導をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。この度は誠におめでとうございました。

臨時議長

ありがとうございました。

それでは、議事日程をお開き願います。

日程第 1 仮議席の指定

日程第 1 「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、議会運用例第 8 により、ただいま着席の議席と指定します。

日程第2 議長の選挙

臨時議長

次に、日程第2議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人は、五十嵐優一議員と宮林聡志議員を指名します。

次に、投票用紙を配付させます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名あります。投票用紙は自席で記載願います。

(投票用紙を配布)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長の点呼に応じて、順次投票してください。点呼を命じます。

議会事務局長

1番 沼澤道也議員、2番 五十嵐優一議員、3番 中村忠行議員、4番 寒河江宏一議員、5番 栗田保則議員、6番 宮林聡志議員、7番 大場洋介議員、8番 星川智子議員、10番 須藤典夫議員 9番 矢口政一議員。(臨時議長席にいるので最後に点呼)

臨時議長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

立会人、五十嵐優一議員、宮林聡志議員の立合いをお願いします。

臨時議長

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数10票。うち有効投票10票。無効投票ゼロです。

得票数

栗田保則議員 10票

以上のとおりです。

この選挙の法定票数は3票です。よって、有効票多数を得た栗田保則議員が議長に当選されました。これで議長選挙を終了します。

議場の出入り口を開けます。

ただ今議長に当選されました栗田保則議員がおられますので、会議規則第32条第2項の規定により議長に当選の告知をします。

これをもちまして、臨時議長の職務は終わりました。

ご協力ありがとうございました。

栗田保則議長、議長席をお願いします。

栗田議長

議長就任にあたり一言挨拶を申し上げます。

この度、皆様からの温かいご支援よりまして、議長に当選させていただきました栗田保則でございます。就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、議長という大役を仰せつかり、それと同時に、町民の皆さんから選ばれたもの

として、さらに町政に対しての責任を強く感じているところでございます。

それと同時に、行政と議会がなお一層町民のための政策実現を第一に考えた議論を展開していくことが責務と感じているところでございます。

これから皆さんのご指導いただきながら、職務を全うしていく考えでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

それでは、追加議事日程を行いますので、事務局から追加議事日程を配布させます。

(追加議事日程配布)

それでは、追加議事日程をお開き願います。

追加日程第1 議席の指定

追加日程第1「議席の指定」を行います。

金山町議会運用例に基づき、仮議席を本議席としますが、議長の席を10番としますので、仮議席10番の須藤典夫議員は、5番の議席を指定します。

なお、副議長の選挙が終了した時点で、副議長の議席を9番に指定しますので、予めご了承願います。

(議席の交代)

追加日程第2 会議録署名議員の指名

次に、追加日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番の沼澤道也議員と2番の五十嵐優一議員を指名します。

追加日程第3 会期の決定

次に、追加日程第3「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

追加日程第4 副議長の選挙

次に、追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、星川智子議員と大場洋介議員を指名します。

次に、投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。投票用紙は自席で記載願います。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長の点呼に応じて、順次投票願います。点呼を命じます。

議会事務局長

1番 沼澤道也議員、2番 五十嵐優一議員、3番 中村忠行議員、4番 寒河江宏一

議員、5番 須藤典夫議員 6番 宮林聡志議員、7番 大場洋介議員、8番 星川智子議員、9番 矢口政一議員、10番 栗田保則議員 (議長席にいるので最後に点呼)

議長は議長席でお願いいたします。

栗田議長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

立会人 星川智子議員、大場洋介議員の立合いをお願いします。

それでは、開票をお願いします。

栗田議長

選挙の結果を報告します。

投票総数10票。うち有効投票10票。無効投票0票です。

有効投票中

沼澤道也議員 10票 以上のとおりです。

この選挙の法定票数は3票です。よって、有効投票の最多数を得た沼澤道也議員が副議長に当選されました。これで副議長選挙を終了しました。

議場の出入り口を開きます。

ただ今副議長に当選されました 沼澤道也議員がおられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

それでは、副議長の席を9番に指定しますので、9番の矢口政一議員は1番に変更をお願いします。

(議席の交換)

ここで、副議長が議席から就任のご挨拶を申し上げます。

沼澤道也議員

このたび、副議長に選挙されました沼澤と申します。責任の重さを痛感しているところであります。議長を支えて、より町民の意見が反映される議会運営について努力していきたいというふうに考えております。

また、かなり大きな、社会的な変化っていうものがありますので、固定観念にとらわれない新しい対応を提案するような、そういう議会に、議長とともに頑張るつもりですので、今後よろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

追加日程第5 常任委員の選任

次に、追加日程第5「常任委員の選任」を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により議長指名とします。

総務文教常任委員には、

矢口政一議員、寒河江宏一議員、中村忠行議員、宮林聡志議員、栗田保則議員。

産業厚生常任委員には、

須藤典夫議員、星川智子議員、大場洋介議員、五十嵐優一議員、沼澤道也議員。

議会広報常任委員には、

中村忠行議員、星川智子議員、大場洋介議員、五十嵐優一議員、宮林聡志議員。

以上のとおりそれぞれの委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名致しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。名簿は事務局で作成次第配付します。

ここで、委員長並びに副委員長を互選するため、委員会を開催しますので、暫時休憩します。

なお、会場は、総務文教常任委員会は議員室、産業厚生常任委員会は特別会議室とし、

両委員会終了後、議会広報常任委員会を議長室で開催しますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩。 (10時39分)

— 休憩 —

栗田議長

休憩を打ち切り再開します。 (10時50分)

各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

総務文教常任委員長に、中村忠行委員、副委員長に、宮林聡志委員。

次に、産業厚生常任委員長に、大場洋介委員、副委員長に、五十嵐優一委員。

次に、議会広報常任委員長に、星川智子委員、副委員長に、中村忠行委員。

以上のとおり、それぞれ互選されました。

追加日程第6 議会運営委員の選任

次に、追加日程第6「議会運営委員の選任」を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条並びに議会運用例第81の規定に基づき、議長指名とします。

議会運営委員には、

矢口政一議員、須藤典夫議員、寒河江宏一議員、中村忠行議員、星川智子議員、大場洋介議員、五十嵐優一議員、宮林聡志議員。

以上のとおり指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名致しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

名簿は事務局で作成次第、配付します。

ここで、委員長並びに副委員長を互選するため、委員会を開催しますので、暫時休憩します。

(10時53分)

— 休憩 —

栗田議長

休憩を打ち切り再開します。

(10時57分)

議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に、矢口政一委員、副委員長に、須藤典夫委員が互選されました。

追加日程第7 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

次に、追加日程第7「最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙」を行います。

組合規約第5条の規定による組合議会の議員は、市町村議会の議長及び議員の中から選任された議員1名となっております。

よって、議長は決定していますので、議員の中から1名について選任となります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

最上広域市町村圏事務組合議会議員のうち、議員の中から選任する議員には、寒河江宏一議員を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました、寒河江宏一議員を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただ今、議長が指名しました寒河江宏一議員が、最上広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、組合議会議員に当選しました寒河江宏一議員が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選されたことを告知します。

7番 寒河江宏一議員

どうもありがとうございます。よろしく申し上げます。

追加日程第8 最上地区広域連合議会議員の選挙

次に、追加日程第8「最上地区広域連合議会議員の選挙」を行います。

連合規約第8条の規定による連合議会の議員は構成する各町村議会の議員の中から選任された議員2名となっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

最上地区広域連合議会議員に、沼澤道也議員と私、栗田保則議員を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました沼澤道也議員と私、栗田保則議員を最上地区広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名しました沼澤道也議員と私、栗田保則議員が、最上地区広域連合議会議員に当選しました。

ただ今、連合議会議員に当選しました沼澤道也議員と 栗田保則議員が議場にいますので、議会規則第32条第2項の規定により、に当選されたことを告知します。

4番 沼澤道也議員

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

追加日程第9 諸般の報告

栗田議長

追加日程第9 諸般の報告を行います。

町長より提出されました諸般の報告については、皆さんに配布しておりますので、説明を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第10 町長提出議案の上程

次に、追加日程第10「町長提出議案の上程」を行います。

- 議第 3 5 号 令和 4 年度金山町一般会計補正予算（第 1 1 号）の専決処分の承認について
- 議第 3 6 号 令和 4 年度金山町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について
- 議第 3 7 号 金山町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 議第 3 8 号 金山町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 議第 3 9 号 金山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 議第 4 0 号 令和 5 年度金山町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認について
- 議第 4 1 号 令和 5 年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認について
- 議第 4 2 号 令和 5 年度金山町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 3 号 金山町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 4 号 旧中央公民館及び周辺施設解体工事請負契約の締結について
- 議第 4 5 号 スクールバスの取得について
- 議第 4 6 号 財産の無償譲渡について
- 以上、12 件を上程します。

追加日程第 1 1 提案理由の説明

次に、追加日程第 1 1 「提案理由の説明」を求めます。

町長。

佐藤 英司町長

おはようございます。

本日は、何かとご多忙の中、金山町議会5月臨時会にご出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。提案いたします議案は、議事日程でございますように、議第35号から議第46号までの12件であります。その内容は、専決処分の承認 7件 補正予算 1件、条例改正 1件 その他（契約の承認、他）3件でございます。

最初に、議第35号 令和4年度金山町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてでございますが、歳入歳出それぞれ9千939万2千円を追加し、予算総額を50億7千飛び19万2千円といたし、令和5年3月31日付けで専決処分とさせていただいたものであります。

その内容でございますが、まずは、財政運営の健全化に関わるものとしまして、令和5年3月17日付けで、山形県知事から特別交付税の3月交付が2億3千516万7千円とする交付決定があり、12月交付分9千823万5千円を合わせますと令和4年度特別交付税の総額は、3億3千340万2千円となり、前年度対比431万3千円、率にして1.3パーセントの減となっております。

国からの各種譲与税並びに交付金につきましては、町議会3月定例会以降に最終の交付決定通知がなされ、環境性能割交付金などが予算より減額となりましたが、地方消費税交付金が3千247万5千円の増となるなど、国からの譲与税並びに交付金の合計で4千253万8千円の増額となりました。

このようなことから、翌年度への繰越財源を確保いたしますとともに、今後の財政基盤安定化、早期財政健全化を図るため、資産活性基金1億円及び学校施設整備基金8千万円、合わせて1億8千万円積立することとしております。

また、ふるさと寄附事業につきましては、令和4年度分（令和4年4月から令和5年3月まで）の「ふるさと寄附」が確定いたしました。が、好評であった薪の返礼品の在庫がなくなったことなどが影響し、寄附額の目標額1億円に届かず、399万3千円の減額とさせていただい

ております。

一方、返礼品、通信運搬費などの事務費の精査を行ったところ不用額が生じたことから、事務費から積立金へ組替し、78万1千円を「かねやま応援基金」へ積み増しさせていただいたところでございます。

老人福祉センターの大規模改修工事につきましては、昨年11月末に完成し、皆様に活用いただいているところでありますが、工事実施に伴う設計監理業務委託につきましては、既定予算額に不足が生じたため、支払い済みである工事請負費の請差を活用して、このたび不足分57万5千円の組替補正をいたしております。

農業担い手関係では、県の事業採択及び対象者が確定いたしましたことから持続的経営体支援事業費補助金744万円、農業次世代人材投資事業費補助金1千万円をそれぞれ減額とさせていただきました。

また、3月補正以後に生じた検診委託料及び障害者総合支援医療給付事業経費につきましては、既定予算額を上回ることから増額するとともに、森林環境譲与税額や林業推進事業により、令和4年6月議会及び9月議会でご可決いただきました作業道整備事業を増工で実施したことに伴い、森林環境譲与税基金へ予定していた積立金564万5千円を減額させていただいたところでございます。

その他、国からの臨時道路除雪事業費補助金700万円が新たに交付されましたことや、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金87万6千円及びマイナンバーカード交付事務費補助金91万6千円が追加される一方、林業・木材産業成長産業化促進事業費補助金1千531万円、保育対策総合支援事業費補助金（通園バス安全装置設置事業費補助金）36万円、畜産所得向上支援事業費補助金524万7千円について、それぞれ皆減とする調整を行ったところでございます。

財源につきましては、地方交付税及び雑入を増額する一方で、国庫支出金、県支出金、繰入金及び寄附金を減額して調整させていただきました。

続きまして、議第36号 令和4年度金山町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について につきましても、歳入歳出それぞれ4千487万8千円を減額し、予算総額を8億6千259万8千円といたし、令和5年3月31日付けで専決処分とさせていただいたものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症により、感染リスクの高い高齢者の各種介護サービス利用の減少に伴う保険給付費が大きく減額することとなったことから、一般会計繰入金3千251万3千円を減額し、一方で介護保険料等の留保された財源を基に介護給付基金に6千万円の積立を行い、次期介護保険料の抑制や財政基盤の強化を図るものでございます。

続きまして、議第37号 金山町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について でございますが、令和5年4月1日付け人事異動に伴い、町長部局内の一般会計及び特別会計の職員の定数並びに議会事務局及び農業委員会事務局の定数を早急に改正する必要がありましたことから、3月23日付けで専決処分とさせていただいたものでございます。

次に、議第38号 金山町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について 及び 議第39号 金山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について の2件でございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の本則及び附則にかかる条項及び条文につきまして整合性を図るために所要の改正を行う必要があります。令和5年3月31日付けで専決処分とさせていただいたものでございます。地方税法の改正内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正や、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の期限を3年間延長するなどの改正となっており、町の税条例及び都市計画税条例に関係する条文、条項等の改正を行ったものでございます。

続きまして、令和5年度補正予算の専決処分2件となりますが、令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種については、当初予算編成時には国から具体的な方針が示されてい

なかったことから、令和5年度当初予算には計上しておりませんでしたので、このたび経費等を補正予算に計上させていただき、令和5年4月5日付けで専決処分させていただいたものがあります。

はじめに、議第40号 令和5年度金山町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてでございますが、歳入歳出にそれぞれ3千954万4千円を追加し、予算総額を44億5千554万4千円といたしたものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、6月上旬から実施することとし、接種対象となります。65歳以上の方、12歳以上64歳以下の基礎疾患を有する方、医療機関、介護・障がい者施設などに勤務する方に対し、今年度は、診療所での個別接種を中心としつつ、農村環境改善センターを会場とした集団接種も予定させていただき、5歳以上64歳以下の基礎疾患を有しない方については9月以降の接種を予定しているところでございます。

県内における感染者はまだ連日のように確認され、いまだ収束の気配を感じられないところではありますが、ウイズコロナを意識しつつも引き続き新型コロナウイルスへの万全な対応を講じて参りたいと考えております。

つきましては、ワクチン接種事業費1千965万円及び診療所及び国保連合会への接種委託料3千733万8千円を皆増いたし、一方で診療所におきましては、ワクチン接種委託料の収入増が見込まれますので、診療所への一般会計繰出金1千761万9千円を減額させていただいたところでございます。

また、昨年9月、静岡県内において幼稚園通園バスの幼児置き去り死亡事故が発生したことを受け、令和4年12月議会において、一般会計補正予算（第7号）でご可決いただいております送迎バス安全装置設置事業補助金につきましては、町と認定こども園めぐたまで、早期設置に向け準備を進めておりましたが、令和4年度の完了が困難となり、令和5年度に改めて予算計上をお願いすることとなりました。この度、その1台分17万5千円を増額させていただいたところでございます。

補正予算の財源につきましては、国庫支出金及び繰越金により調整させていただきました。

続きまして、議第41号 令和5年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について につきましては、歳入歳出にそれぞれ123万9千円を増額し、予算総額を2億2千933万9千円とするものでございます。

ただ今、一般会計補正予算でも申し上げましたが、新型コロナウイルスワクチン接種業務にあたる医師、看護師及び職員の手当123万9千円を増額させていただいたところでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種受託料1千885万8千円を増額するとともに、一般会計繰入金1千761万9千円を減額し調整いたしております。

次に、議第42号 令和5年度金山町一般会計補正予算（第2号）について につきましては、歳入歳出にそれぞれ1千871万円を増額し、予算総額を44億7千425万4千円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染症及びウクライナ・ロシア紛争等の影響により、電気料及び燃料の高止まりや物価高騰等、町民生活及び地域経済は大変厳しいものとなっており、国では3月28日の閣議決定により、国一般会計予算の予備費を財源とした生活支援対策により、早々に経済支援を行うこととなりました。

また、3月30日付け山形県みらい企画創造部市町村課より通知があり、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金（重点交付金）の限度額4千498万6千円、うち低所得世帯支援枠といたしましては1千飛び23万8千円となりました。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業の中で重点化している低所得世帯支援につきましては、実施の可否及び金額については町で決めることとなっており、国が示す基準で対象となる非課税の世帯に対し早々に交付するため、予算を計上させていただいたものでございます。

内容といたしましては、450世帯分の補助金1千350万円に事務費40万円を加えた1

千390万円を増額し、残る新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の事業については、各課の要望をとりまとめ、6月補正予算に計上させていただきたいと考えているところでございます。

また、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、非課税の子育て世帯の児童に対し5万円を支給する給付金225万円に、事務費3万円の計228万円を増額させていただいております。

続いて、火葬場関係でございますが、令和3年度に火葬場操作盤部品交換工事（請負先 施設工業株式会社 代表取締役 増井 隆二）を発注しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により電子部品等の調達が困難な状況となり、令和4年度に繰越しさせていただいたところでございます。しかし、令和4年度においても部品調達ができなかったため、変更契約の上、一部完成をもって支払いを行い、未完部分につきましては改めて契約を行うこととし、工事請負費220万円を増額させていただいたところでございます。

次に、グリーンバレー神室一帯につきましては、議会の皆様にもご心配をおかけしておりますが、温泉施設であるホットハウスカムロにつきまして、高温多湿の環境下にある木造施設で建築から30年ほど経過しており、トタン剥離や天井材落下等腐食の進行が懸念されるため、令和元年度に設計者である本間設計事務所より診断を実施していただいたところでございます。木部の乾燥時間を確保するための定休日設ける等の対応を実施してまいりましたが、調査を実施してから4年が経過しておりますことから、安全及び耐久性の現況について、改めて専門家から調査いただくため、木造構造体耐久性評価業務委託料33万円を増額させていただいたところでございます。

補正予算の財源につきましては、国庫支出金及び繰越金により調整させていただきました。

次に、議第43号 金山町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォンへの搭載が可能となりましたことから、スマートフォンを用いてコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機

による印鑑登録証明書などの交付手続きが行えることを定めるため、条例の一部改正を提案するものでございます。

続きまして、議第44号 旧中央公民館及び周辺施設解体工事請負契約の締結について でございますが、早期に旧中央公民館及び周辺施設の解体作業を行うため、工事費等を令和5年度当初予算に措置したところであります。発注の準備を進め、4月20日に入札を執行した結果、契約予定価格を消費税込み1億5千290万円、請負先を 星川建設株式会社 取締役社長 星川 広喜 とする契約の承認を求めるものでございます。

次に、議第45号 スクールバスの取得について でございますが、今年度、運行から14年、走行距離およそ37万kmとなるスクールバス1台を更新することとし、購入費用を令和5年度当初予算に措置をしたところであります。

購入の準備を進め、4月20日に入札を執行した結果、取得予定価格を消費税込み1千166万4千560円、取得先を 有限会社笹原自動車工場 代表取締役 笹原多喜子 とする契約の承認を求めるものでございます。

最後に、議第46号 財産の無償譲渡について でございますが、現在、認定こども園めぐたまで利用している園児送迎バス（三菱ローザ）及び園児送迎小型バス（トヨタハイエース）につきましては、平成23年4月1日から無償で貸与してきたところですが、導入から12年が経過し、補助金の制度上制限を受ける期間もすでに満了していることから、無償譲渡するため提案させていただくものです。

以上、12件につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細は、担当課長等から説明申し上げますので、ご審議のうえ、ご可決下さいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

栗田議長

どうもありがとうございました。

追加日程第12 提出議案の説明

次に、追加日程第12「提出議案の説明」を求めます。

総務課長。

総務課長 各課長

(議案書のとおり)

以上です。よろしくお願いいたします。

栗田議長

ありがとうございました。

ここで13時00分まで休憩します。

(11時55分)

— 休憩 —

栗田議長

休憩を打ち切り再開します。

(13時00分)

ここで、健康福祉課長から、議第36号に対する提案理由の修正について発言の申し出がありましたのでこれを許します。健康福祉課長。

健康福祉課長

それでは、午前中議第36号の介護保険特別会計補正予算第5号の専決処分につきまして、表紙の次のページの部分が、用紙が抜け落ちておりましたのでその部分について追加をお願いしたいと思います。

資料につきましては、先ほど議員室でご説明した通り、机の上に置かれている資料に差し込みさせていただきました。読み上げて提案させていただきます。

専第4号、令和4年度金山町介護保険特別会計補正予算第5号、令和4年度金山町介護保険特別会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正、第一条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4487万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6259万8000円と定める2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。この部分が抜け落ちておりました大変失礼いたしました。

追加日程第13 議案審議

ありがとうございました。次に、追加日程第13「議案審議」に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を、議第35号から36号までの2件、議第37号から39号までの3件、議第40号から41号までの2件、議第42号の1件、議第43号の1件、議第44号から46号までの3件に分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって質疑を、議第35号から36号までの2件、議第37号から39号までの3件、議第40号から41号までの2件、議第42号の1件、議第43号の1件、議第44号から46号までの3件に分けて行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第35号から36号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。大場議員。

大場議員

7番大場でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは議第35号の令和4年度金山町一般会計補正予算、専決処分の承認についての質問となります。私からはこの収入の歳出歳入であります。ページで、言いますと16ページであ

ります 17 款 1 項の寄付金についてお聞きしたいと思います。

先ほど町長の説明によりますと、このふるさと寄付、ふるさと納税の寄付事業におきまして、令和 4 年度分は、計画していた 1 億円に少し届かず、ちょっと残念な結果となったという報告を受けました。

しかし、こういった業務をする上で最初の春の段階から出だしが少し遅れていたのかなと自分も思っており、そこまででも 1 億円にちょっと少し足らずとも、何らかの成果はあったのかなと思っております。しかしながら町の方でも、その寄付に届かなかった要因について分析をしますとどのような感じになるのか、お聞きしたいと思います。

栗田議長

庄司総合政策課長。

総合政策課長

私からふるさと納税の寄付金、1 億円に到達しなかった要因についてということで回答させていただきたいと思います。町長の説明要旨もございました。薪の人气がすごく高くて、令和 3 年度と 4 年度に比較いたしますと、薪の要望が倍増したということもございました。

ただ、その在庫量を十分確保してなかったということで 12 月末には在庫切れでの注文を止めざるをえなかったという状況がございます。

当初、なかなかその薪がこれほど伸びるとは、想定はしておりませんでしたので、薪の納入業者におかれましても、前年度と同数量程度の確保してございました。

来年度に向けては、令和 4 年度分の確保分の倍増としての準備を今いたしているところでございます。薪だけの要因ではないというところも、大場議員がおっしゃる通りでございまして、令和 4 年の 3 月にリンベルトを業務委託契約を実施した関係で、4 月、5 月については、リンベルトのいろいろな調整、また、リンベルトでのポータルサイトへの掲載など準備期間を要したということで、なかなか寄付額が伸びなかったところもございます。

その後、7 月から、は順調に寄附額を伸び伸ばしております、前年度比で 150%近い寄付

を伸ばしたところでございますけども、先ほどお話しております薪の関係で、令和5年の1月から3月におきましては、75%の伸びということで、残念ながらとどかなかった要因になるかと思っております。ちなみに、今年度4月に入りまして、4月、前年の比較では、208%のお申し込みをいただいておりますので、倍増の寄付となっておりますので、令和5年度におかれましては、1億円については間違いなく達成できるものと、総合政策課では見込んでいるところでございます。以上でございます。

栗田議長

大場議員。

大場議員

町長の説明以上に、また細かく詳細にふるさと納税の寄付、また達成額の方も、今年度は208%ということで、例年にない伸び率がこのままいけば、予定とする1億円以上になるのかなと思っております。

またさらに先ほどの返礼品におかれましても、やっぱり薪の需要が多いということ、今まで自分も薪の生産的なものも、需要はあるのかなと思いつつも、そんなに伸びていることも、やはり寄付する方々からの違う形でこういった見られ方がするのかなと思っております。

またさらになんですけども薪だけではなく、主流でありました米などの返礼品の確保も、今後必要だと思いますけども、今後、新たな返礼品の模索も必要かなと思っております。

今現在でいいので、そういった新たな返礼品の模索する材料があれば、お伺いしたいと思います。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

新たな返礼品の開発につきましては、現在進行中でございますけども、この地域おこし協力隊の池田隊員が今開発しておりますヤマメ、イワナ関係の製品に加えまして、議員の方々から

もご心配、ご助言をいただいております、つや姫マイスターの持越の松沢信矢さんのつや姫の商品化などについて今急ぎでリンベルと調整をして間もなく商品化する予定となっております。その他につきましても、今後、いろいろ調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、これまでなかなかコロナの影響で、実施できなかった事業者との面談での説明会を早々に開催するように、今準備を進めているところでございます。以上です。

栗田議長

大場議員。

大場議員

ただいま説明を受けまして、やはり新たな返礼品の方を少しずつでありますけれども、そういった動き出してるということ、これがまた経営者にとりましても、新たな返礼品を目玉として、また進むことを願っております。

また先ほどありました、つや姫マイスターそして、また違う形で評価が高くなって寄付金の方を伸びていってもらえればなと思っておりますので、そちらも期待しながら待っていますので、よろしくをお願いします。以上です。

栗田議長

他に質疑ありませんか。星川議員。

星川議員

はい、8番星川です。議第35号令和4年度一般会計補正予算の専決処分の20、21ページ、民生費の通園バスの安全装置の36万円の減額なんですけど、これ町長の提案説明の要旨の中に、4年度完了が困難となりまして、5年度に1台分17万5000円を増額させたということなんですけれども、これ結局2台分つけるという予定なのか。

また、3月議会の常任委員会、産業厚生常任委員会で、めぐたまがスクールバスを廃止したいような話が出てましたが、1年ぐらい様子を見るようなお手紙の内容だったんですが、このために来年度の予算計上が、1台分になったのかとかいう事情がありましたら、お願いいた

します。

栗田議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

ただいまの星川議員のご質問ですが、令和4年度に安全措置2台分、計上させていただきまして、それは業者の方でなかなか安全装置の要件といたしますか、マイナス何度から何度までと対応できるようなものっていうのを合わせるものがなかなか難しく、一旦4年度中にはちょっと設置するのが難しいということだったものですから、4年度には、4年度分を削って、5年度も補助金の申請はあるようですので、5年度に移させていただいたということです。

それから、2台分の1台分になったということに関しては、これは一応、園の方と調整しまして、3月の常任委員会でもちょっとお話しました通り、まだ確定ではないんですけども、バスを2台中、1台を保護者の方たちに色々意見を伺っていきながらですけども、もし廃止するかもしれないというふうなこともありましたので、まずはまず1台設置するという事で考えて、このように計上させていただいたところです。

またなお、いろいろそのほかにもバスを1台廃止することによって、行き届かない地区が出てくるんじゃないかということもいろいろ懸念されましたし、あと他の議員さんからもそういうお話ありましたので園の方には、必要がない、送り迎えをする保護者がいたとしても、必ず町内には車がない人だったり、送り迎えできない人もいます。

そこはもれなく必ず送迎してくれるようにということで、条件といたしますか、お願いといたしますか、そういった約束をしているところでございます。以上です。

栗田議長

星川議員。

星川議員

はい、わかりましたよろしく願いいたします。終わります。

栗田議長

他に質疑はありませんか。はい、須藤議員。

須藤議員

5番須藤です。よろしくお願いします。

町長の提案説明の中で、2ページになりますけども、農業担い手関係という文面で上の方に、上段の方にありますけども、ここで、県の事業採択の対象者が確定したということでの予算等の減額が出てるわけですが、この事業について文面だけではどういう事業なのか、ちょっと知りかねるのでこれらの事業について、産業課で具体的に少しお話していただきたいと思います。

それでこの予定通りに事業が遂行できなかったという、その背景は何だったのかも合わせてお願いいたします。

栗田議長

産業課長。

産業課長

それではただいまのご質問につきましてお答えいたします。

今回大きく減額した背景といたしますか、内容について詳しくお答えいたします。

この中で1点目が、農業次世代人材投資事業費補助金というものでして、当初予算では1150万円の計上させていただきまして、以前からの予定継続の方150万というのは確定しておりました。

ただ、新規で1000万を計上させていただいて、どなたか、これを希望して、この補助金を使われる方が、いることとか具体的なこの予算の段階では、誰っていうのはいなかったんですけども、そういったものを期待しての計上でございましたが、実際はこれを使う仕方がなかったというものでございます。

そこで1000万の減額、もう1点が継続的経営体支援事業費補助金ということで、こちらは、ポイント制での採択ということで今回、1件山崎の方が156万円の補助額で採択されております。

すが、こちらも予算上は、補助金 300 万円の 3 名分で 900 万を計上させていただいておりましたが、実際これを活用された方というのが、1 名だけだったということで、減額、最終的には減額となったと、そういったものでございます。よろしく願いいたします。

栗田議長

須藤議員。

須藤議員

計画された、新規参入の人材もいなかったということ、手を上げる方がいなかったということでそれから予定されたその事業についても減額されたという説明です。

それで農業に関しては金山は非常に大事な産業でありまして、どんどん全体的に米も含めてですね、産出額が減って、販売が減ってくるわけなので、当初予算として大きくとっていただけるってことは大変いいことだと思いますが、それにそってですね、やはりその事業を紹介するなり、そして、そういう可能性のある方々に積極的に使ってくださいるように、担当課の方ですね、なんていうんすかね、働きかけをするという言葉でいいのかな。

そういう形で非常にまずどんどんこういう補助事業を使って、農業取り組んでいただきたいという働き方の工夫をもう少ししていただければなというふうに、お願いしたいところです。今年度よろしく願いしたいと思います。以上です。

栗田議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、これで議第 35 号から 36 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 35 号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成

よって、議第 35 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 36 号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 36 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 37 号から 39 号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、これで議第 37 号から 39 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 37 号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 37 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 38 号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 38 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 39 号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 39 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第40号から41号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、これで、議第40号から41号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

次に、議第40号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第40号は原案のとおり承認されました。

次に、議第41号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第41号は原案のとおり承認されました。

次に、議第42号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。宮林議員。

宮林議員

6番、宮林です。3月10日までそちらの席にいましたので、今度変わった立場ということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の方からは一般会計補正予算42号のですね、繰越金についてお伺ひしたいと思ひます。

ページで言ひますと、10ページ11ページになります。繰越金につきましては、前の5年度の専決補正で減額なつてまして、当初9000万今回補正後で8216万1000円ということになつ

てるわけですが、ここでですね留保財源、いわゆる今後の補正財源といいますか、専決処分
1億8000万円、積み増しいたしまして基金も相当増えたということで、健全化のためには良い
ことだと思っております。

それでまだ出納整理期間中でありますので、はっきりした見込みっていうのは出てないかと
思いますが、歳出のチェックでも不用額の見込みとかですね、歳出の面でですね、そういった
見込みもあらかた経ってるかと思えますけども、あとですね公金収納ですね、5月から強化さ
れまして、繰越金については5年度の財源ということになるわけでございます。

そういった点で公金収納についても、頑張ってください、よく繰越金が出れば、留保財源
が多くなるということになりますけども、ただ繰越金の2分の1は、地方財政法で基金に積み
増しすることになっております。

あと普通交付税関連しまして、普通交付税ですが、基礎数値はだいたい県の方に報告されて
いるかと思えますけども、7月本算定ということになるかと思えますが、そういったことで現
行の予算額と、5年度の普通地方交付税の今時点で結構ですけれども、交付見込み額といいま
すか予算との差額、留保財源について、現在の見込みについてそんなに詳しくなくとも結構
でございますので伺いたいというふうに思います。

あと大変恐縮ですが専決処分1億8000万積み増しいたしましたので、参考のため、現在
の、基金の残高ですね、一般会計と特別会計含めまして、幾らになっているのか、お伺いた
いと思います。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

私の方から繰越金の関係と、留保財源並びに基金の残高について説明させていただきたいと
思います。

現在、宮林議員もおっしゃる通り、出納閉鎖期間で、歳入、歳出それぞれ漏れがないか、間

違うないかのチェックをしてる段階でございます。4月末現在の繰越金、一般会計においては、2億4,500万ほどの繰り越しが出るものと、今のところを見込んでおりまして、今後、国庫支出金、県支出金、起債などの借り入れを行いまして、繰越金を確定させていただきたいと思っております。

交付税につきましては令和5年度の当初予算におきましては、22億4427万円の特別交付税と合わせて予算化をしているところでございます。そういった関係さらに、現在、交付税の算定を行っておりまして、予算上での先ほど申し上げた金額にさらに、本算定、並びに、実際の決定額においては増えてくるものと見込んでおります。

ここ数年、留保財源の確保に努めてきましたことから、基金の残高も、年々積み増しを行っておりまして、数年前の基金が枯渇する危機を何とか解消といいますか、免れております。

これにつきましては、ほぼ全自治体が、新型コロナウイルス臨時交付金という、国からの財政的な補助交付金があったということで、全自治体が、一般財源の積み増しを実施してきているところでもあるかと思えます。

現在、4年度末現在になりますけれども、基金の残高としては、財政運営基金におかれましては、9億2176万1000円になるなど、基金、一般会計基金合わせますと、24億4200飛び9万円を見込んでいるところでございます。先ほどもありました、繰越額の2分の1、相当の積み立てにつきましては、9月決算議会において実施をさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。

栗田議長

宮林議員。

宮林議員

今の説明をお聞きいたしまして財政状況はかなり改善しているものと思えます。

そこでですね、交付税決定後ですね起債を充てていたものを一般財源等に財源調整ということも交付税の状況を見ましてこれまでも行ってきたところでもありますけれども、こういった財政

の健全化が進んでいる中で、今回もコロナの地方創生交付金が来まして、低所得者の世帯とかそういった手当を行っていると思いますが、4月29日の消防演習を見ましてもですねやっぱり町の行事とか、地区のですね行事、これまでコロナということで、抑えてきたところでありますけども、こういったことを考えますと、今、コロナやっぱり5月8日から5類に変わるわけですが、今あの地域を盛り上げていかないと、タイミングを逸しますと、盛り上がりは欠けていくというようなことも懸念されますので、コロナの交付金を活用してというわけではないんですけども、独自財源も今の財政状況を聞きますと、少し余裕のある状況に思われますので、例えばですね地区交付金については地区の負担と取扱者を見直して減らしたわけです。地区でも普通通り、年会費をいただいて、繰越金がある地区とか、コロナの関係で、地区行事をやめて、地区の会費を減らしたというような地区でも様々あるかと思えますけども、そういった点についてはちょっと把握をしてないんですが、今、この町を盛り上げていくためには、やっぱり地域の活動、例えばいろんな行事があるかと思うんですが、お祭りとかですね、そういったものに手当するためには、6月補正予算で、そういった手当をして、町でなにかきっかけを町民の皆さんに与えて、地域を活性化することが非常に大事な時期ではないかというふうに思っておりますので、その点をどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

栗田議長

町長。

町長

宮林議員からは、大変有意義な提言といたしますか、いただいたと思っております。

先ほど総合政策課長からも、基金の状況等について報告をさせていただきましたが、本当に財政健全化の方向で、明るい兆しというような形が見えてきたなという感じもいたしております。その中で、ただ単に基金を積み立てていけばいいという気持ちではございません。やはりそれらを地域活性化していくために還元する、積極的に使っていくということは当然のことだと思っております。

特に6月議会、今宮林議員からもお話ありましたが、そこら辺にできるものを示していきたいと、その中で例えば、地域の活動を促す、或いは、今年の祭りの状況についても、去年の状況踏まえてこの夏、どうやっていくかそこら辺を少しこう、手だて、もう少しこう充実させることができないかとか、そういったことなどは当然考えていきたいと思います。

あと、地区ごとの地区交付金につきましても、事業見直しの中で、全体的に約1割ぐらいの縮小ということを一旦させてもらった経緯もございますが、そこら辺につきましても、今の状況から、場合によってはどういった部分で、一律戻すというふうにするか、或いは、項目、より活性化をするための目玉を絞ってその部分を支援するとか、ちょっと方法論は、さらに検討を要するかと思いますが、そこら辺も少しもうちょっと強化していくというか、そういったところも、視点として考えていきたいというふうに思います。

いずれにしても、ちょうどそういう財政的なところでいい傾向に出てきておりましたので、それらを有効に活用していくと、いうことは当然のことだというふうに思っておりますので、それらが6月議会を一つのきっかけと当然考えておりますが、その後につきましても、もっとこういう有効策ということを、全体で考えながら打っていきたいと思います。

栗田議長

宮林議員。

宮林議員

前向きなご答弁ありがとうございます。地区交付金が減ったからということではなくてですね、例えば今年度、状況によっては来年度とか、特別交付税的な臨時交付金みたいな感じですね、盛り上がりを引き出していただくような手だてにつきましては、執行部の方で考えていただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

栗田議長

他に質疑はありませんか。中村議員。

中村議員

3 番中村です。それでは私からは 13 ページの住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金と、その下、児童福祉費の子育て世帯生活支援特別給付金この二つについて、お聞きしたいと思います。

まず低所得者、低所得世帯支援についてなんですけども、これ以前他の議員からもありましたけれども、この低所得の方を支援する施策っていうのが一つの区切りで、かなりもらえる人もらえない人、があるということで、これ二段階ぐらいに設けた方がいいんじゃないかなという、提案された議員がいらっしゃいました。私も同様の考えでありまして、今回、かなり低所得者世帯 450 世帯ってことでかなり幅広く支援になると思うんですけども、この支援対象の低所得者、低所得世帯っていう、この区分けどのようになっているのか。

それからもう一つが、子育て世帯生活支援特別給付金、これどちらも国の交付金ですんで、町でああこうだっっていうことはないと思うんですけども、子育て支援に関しては、所得制限というのは、ない方がいいんじゃないかなと、国の支援ですんで、だとすれば、その不足分は、町で支出してしまして、ある程度幅広く子育て支援をしていった方が、これ将来の第 2 子次第 3 子に繋がるような子育てについて、金山からの町からのそういうメッセージを発信するいい機会だと思うんで、国からの支援はある程度限られた方になるかと思えますけれども、その不足分を何とか、コロナの交付金なんか、活用できれば一番いいんですけども、何かそのような考えがあるのか、その点お願いします。

栗田議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

それではただいまの中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず 1 つ目が、対象者についてですが、低所得世帯ということで、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の中で、これが財源になります。低所得者世帯枠ということで、1 世帯 3 万円。これは 450 世帯と考えてます。これは対象となる人は、住民税非課税世帯ということでな

っております。令和5年度の住民税の賦課が5月末ぐらい6月が初めぐらいで確定すると思いますので、その段階で抽出して、住民税非課税世帯を対象に支給していくというふうな形になります。450という数字なんですけど、これは国の方で予算を計上する際概算で上げさせていただいたんですが、ベースとなる数字は、3年度と、4年度においても同じような、支援をしておりますので、それをベースに考えまして、足りなくないようにちょっとで450ということでございます。

もう一つの子育て世帯生活支援特別給付金こちらの方の支給対象者については、一つが児童扶養手当受給者ということになりますが、低所得のひとり親世帯ということで、これに児童扶養手当に該当している方については、すべて該当になりますが、実際のところ、児童扶養手当についても、所得が高いと児童扶養手当が支給停止になる場合があります。その部分については支給されないものと思います。

もう一つが児童扶養手当世帯以外に、住民税非均等割が非課税の子育て世帯ということになっておりますので、ここの部分の、所得の関連については、ちょっと今、手持ちの資料のところでは、何万円以上とかそういうところちょっとありませんので、ちょっと追ってちょっとご報告させていただきたいと思います。この2点になります。

それから、家計が急変した場合、何%以上急変した場合というところで、その部分について、支給されると、この三本立てという感じになっておりますが、以前中村議員から、境目の境界層の部分については、今現在ではちょっと手当されてないという状況になります。

栗田議長

中村議員。

中村議員

まず今後、こういう手当があった場合は、段階的な支援ができるように、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。それ以上に450世帯が住民税非課税世帯だっていうのが、かなりちょっと心配だなというふうな気がします。

住民税非課税世帯ということは、やはり高齢者世帯とか、そのような世帯がこれだけいるってことで、そのような方々をどうやって、町で支援していくかっていうのが、今後大変重要なことであるというふうに思います。

あと、もう一つ、住民税について言えば、所得をふやすような手だてっていうのも必要だと思います。最近インボイスとか、消費税関係でありますけれども、消費税関係ですと、1000万が一つの区切りです。インボイスによって、そういう1000万以下でも、登録されている方もいるってことで、先ほどの補正でも地方消費税っていうのがありますけれども、その1000万以上の所得を目指すっていう施策っていうのが、今のところないような気がします。

町で、住民税非課税世帯というのは、先ほど申し上げたように、それぞれの事情によって、高齢者の事情によって、所得が低いということなんですけれども、働く世代の方々からすれば、1000万円を超えるような売り上げがあるような事業所なり、農家もそうですけれども、商店、その売り上げをどんどんアップしていくような支援も考えていかなければならないというふうに思います。

国でも、各種経産省とか農水省のいろんな手当ありますけれども、ほぼ新たな設備投資をすれば補助をします。かなり高い目標を掲げれば支援しますという形になってはいますが、私農業してから、30歳ぐらいまでは、国の補助かなりいただいたことがあります。

五十嵐議員から対応していただいて、その後国の会計監査も当たったりなんかして、いろんな思い出があるんですけども、もう最近私のぐらいの農業のレベルでは国の補助対象ってのはまず難しいです。最近町でも、小規模農機具の支援ありますけれども、その小規模農機具、も私は多分対象なかなか難しいかなあという気もしますし、なかなか同じ同業者の農業の方々の、もう補助はなかなか難しいということで経営的に、経営発展していく手だてというのがなかなか少なくなっている状況です。

そのような農業は置いて、全体的な先ほど申し上げた売上1000万を目指すような何か明るい目標を持てるような手だてっていうのが、何かないのかなあというふうにちょっと思ったん

ですけれども、何かありましたらちょっとお願いします。

栗田議長

町長。

町長

中村議員からは、まず売上1千万以上を目指すというような農業者であり、或いは事業所のことだと思いますが、経営的にはなかなか難しいという中村議員もおっしゃった通りだと思います、しかもその農業関係だと本当に大規模層で、ポイント制なんかでそれなりにやっぱ補助を使って、導入するというケースは見られますが、でも、いわゆる中間層っていうのは全くなかなかどちらにも該当しない、或いは小規模については、今中村議員おっしゃった通り令和5年度で若干その補助事業ということで単独で、今、やろうとしてるわけですが、その意味では、本当になかなか難しい永遠のテーマというかそんな感じもしますが、一つの何かしらのきっかけとかそういったことが出てこないかということ期待しながら、今回役場の庁舎内で毎年プロジェクトチームを編成して様々検討いただきます。

令和4年度もプロジェクトチーム、5つの分野でやっていただいて、それなりの提案をしていただいたわけですが、令和5年度につきましても、大きくは3つのテーマ、5月12日からスタートする予定しておりますが、そこにいみじくもというか所得向上対策というテーマを設けております。

でもそれは、なかなか本当にテーマを設けて議論をしたからすごく良い提案は期待しますが、本当に具体的に施策に繋がるような、そういうプロジェクト、期待はしておりますけれども、なかなか今ない状態だということからそういうテーマを設けさせていただいたというのが実態でもあります。

そんなことで、こういう議会の場での議論も当然本当に良い提案あったらどんどんそれを取り入れるという気持ちも当然ありますが、あとやっぱり様々な事業者さんとか、或いは商工事業者或いは農業者の方々、そういったところでも、様々話を聞く場面といたしますか、そういつ

たことをまずはできるだけ機会を設けていくことで、何らかの良いヒントというかそういったものを引き出せればなという思いもあります。

その意味で、今この場面でこういうことをやったらさらに伸ばしていけるだろうというような明確なものとはちょっとお答えは難しいんですけども、まず、庁舎内でそういったプロジェクトチームで様々検討いただくという部分と、あとは事業者さんそれでやられてる方々が、本当にどういった支援のあり方が、そういったことを生み出していかと、いうところなども、お話を聞く機会はぜひ設けていきたいと思っておりますので、そんな形で、なかなか明確な形では事業ってのは今時点では出て参りませんが、そういった地道な活動の中から、何らかの方策が見出せればなというふうに思っているところです。

栗田議長

中村議員。

中村議員

この売上増については、なかなか具体的なプランを練っても、なんかそのようにいかないというケースがほとんどですんで、私がイメージしてるのは、広域でいろんな連携をできないのかなあというそのために町で動いていただければ、町の産業活性化のために、最上管内の企業、団体、農業関係でもいいんですけども、それ以上にプラスアルファになるんじゃないかなと。それから先ほど宮林議員がおっしゃったように、財政的にも大分余裕が出てきた状況でありますけれども、これから町長かなり攻めの町政を目指すってことで、財源確保というのもしっかり重要だと思います。

そのような点で交付金頼の財政運営プラスアルファ先ほど大場議員からあったような、ふるさと納税なり、それから先ほど申し上げた地方消費税、それからいろんな税金、そのような財源を幾らかでもプラスにしていけば、例えば 1000 万プラスなれば、結構いろんなことをできると思いますがその辺もぜひ、これから新年度をぜひ検討していただくようお願いして、質問を終わります。

栗田議長

他に質疑ありませんか。星川議員。

星川議員

8番星川です。中村議員が質問しておりました子育て世帯生活支援特別給付金これについてなんですけれども、先ほど質問したところ、急変があった世帯ということで、児童扶養手当これをいただいている方は、自動的に振り込まれるということなんですか。

それと、急変されたという方は、結局自分が申請するという形になるのかちょっと、聞きたいと思います。

栗田議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

ただいまの星川議員のご質問にお答えします。児童扶養手当を受給している方については、県の方で自動的に振り込まれます。

当然振り込む対象の方には通知した上で振り込みされると思いますが、それ以外で、市町村の担当になる部分、児童扶養手当から漏れて、漏れた上で、住民税の均等割か非課税の子育て世帯というところの部分については、こちらの方で、こちらの方に申請をしていただく必要があります。ですので、最初に県の方で支給をしまして、こういった人達に支給をしましたというリストをいただいて、それを見て、うちの方の令和5年度の税の確定した段階で、その情報を見ながら対象となる方等に連絡をしながら、申請をいただいて給付する形になります。

栗田議長

星川議員。

星川議員

はいわかりました。商業の方でも、給付金いただくときに、申請ということで、大分大変な思いして、申請したんですけれども、そういう漏れっていうのは、ないとは思いますが

も、もし申請されるそういう対象の方で、申請しなかった場合は、もらえないっていう可能性もありますんで、そこのところは、健康福祉課の方で指導してやっていただけたらと思っております。こういうふうに国の方から予算がきて、支援が必要な世帯にお金を配るということは大変助かるんですけども、やはりお金をかけるだけでなく、ゼロ予算で何ができるのかっていうところなんですけれども、それを執行部の方で、声かけとか、把握ですね、そういうのをゼロ予算で一体どういうことをやっているのか、やろうとしているのかっていうところをお聞きしたいのと、あとまず、ゼロ予算で、どういうことがやれるのかっていうのをちょっとお聞きします。

栗田議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

まず前段で、ご質問あった漏れの部分ですけども、結局申請していただかないと、こちらの方でも、支給できないというところはあるんですが、当然年度の中でも、家計が急変したりする場合があります。

そういった場合はやっぱり本人の申し出がないと、なかなかこっちでも気づけない部分がありますので、そういう制度がありますよっていうことについては、広報だったり、お知らせ版だったり、これ何回もPRしながら、該当しそうな人は申請してくださいと、お声がけくださいというふうなことは、PRしていきたいとそれから、ゼロ予算でということなんですけども、ゼロ予算ということからいきますと今年から子育て支援センター直営になりました職員も配置して、それからお手伝いというか、会計年度任用職員ではないんですけども、週に2、3回お手伝いに来ていただいている人がいまして、これまでめぐたまに委託しておりましたかなり評判もよかったですけど、新しい形で、健康福祉課と連携を密にして、まずは子育て中のお母さん方がどういったことを望んでいるのか、ニーズがどういうニーズがあるのか一般的なところはこういうニーズがあって、どういうふうに、予算措置をしてもらいたいのかというふうなところ

もちよつと探りながら、考えていきたいと思いますが、最終的には予算が絡むものになると思いますが、予算の絡まない部分でも、町民の方のニーズにこたえられるような子育て支援していききたいと思います。

栗田議長

星川議員。

星川議員

先日、金山小学校の校長先生と教頭先生としゃべる機会がありまして、やはり貧困世帯っていうんですかね、そういうのは確かにあるということは確認できましたが今、個人情報とかの関係で、誰がっていうのは当然教えてもらえないんですよ。

先生方が言うには、見た目では一切わかりませんと、別に汚い服を着てるとかね、極端に安いものを持ってるとか、そういうのは今ないんですよってということで、私たちの見た目では、全然その判断が難しいということで、やはりこういうところへ情報を持ってそれを活用できる、活用できるかどうかちょっとわからないんですけども、町の方から、そういう方を把握、私達も、そういう方を助けたいという気持ちはもちろんあるんですが、何せその個人情報、の関係で、ピンポイントとかそういうふうには達成はできないので、そういうところを執行部にお願ひして、声かけとか、やさしい対応みたいなことをお願ひしたいというふうに思っております。終わります。

栗田議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

はい、ないようですので、これで、議第42号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議第43号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、これで、議第43号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

続いて、議第44号から46号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、これで、議第44号から46号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

栗田議長

ただ今、町長から、議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配付します。

配付をお願いします。

— 追加議案配付 —

それでは、ただ今配布しました追加議事日程をお開き願います。

追加日程第1 町長提出議案の追加上程

追加日程第1「町長提出議案の追加上程」を行います。

議第47号 金山町監査委員の選任について

以上1件を追加上程します。

地方自治法第117条の規定により、寒河江宏一議員は、除斥の対象となりますので退場を求めます。

(寒河江宏一議員退場)

追加日程第2 提案理由の説明

次に、追加日程第2「提案理由の説明」を求めます。

町長。

町長

先ほどは提案いたしました全ての議案をご可決いただき、誠にありがとうございました。

追加で提案させていただく議案につきましてご説明を申し上げます。追ますように、議第47号についてでございます。

金山町監査委員について次の方を監査委員について選任することについて提案させていただきます。氏名寒河江宏一氏

ちょっと中断させていただきます。(提案要旨ございません。)

栗田議長

町長。

町長

提案要旨を省略する形で、議案そのものについてこれによって説明をさせていただきます。継続続けさせていただきますが、金山町監査委員の選任についてでございますが、次の方を選任することについて同意を求めるために提案をさせていただきます。

氏名が寒河江宏一氏 昭和30年9月18日まで67歳、住所が、金山町大字金山623番地21提案理由ということでも申し上げますが、議員のうちから監査委員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により提案をいたすものであります。よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

栗田議長

ありがとうございました。

追加日程第3 提出議案の説明

次に、追加日程第3「提出議案の説明」を求めます。

総務課長。

総務課長

それでは、追加提出議案について説明をさせていただきます。

(議案書のとおり)

どうぞよろしくお願いたします。

栗田議長

ありがとうございました。

日程第4 議案審議

次に、日程第4「議案審議」に入ります。

それでは、議第47号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。星川議員。

星川議員

金山町の監査委員を選任するにあたってですね、議会でも議会活性化特別委員会というものがありまして、議会を活性化するために設置されたものなんですけれども監査委員は、経験者は内容がよくわかってると思うんですよね。経験したことのない議員を選出して、より財政についてとか、監査について、そういう内容を深めた方が私はいんじゃないかなと思ってます。寒河江議員が悪いって言うわけではなくて、経験者以外の方を据えた方が、議会の奥が深くなるというか、そういうふうな気がしましたので意見申し上げました。終わります。

栗田議長

他に質疑はありませんか。須藤議員。

須藤議員

5番須藤です。私も今述べられた、星川議員と同じように考えを持っています。それで、議会活性化もそうですがその中でもいろんなその役割があるわけですけども、やはり、選ばれ議員

として、この職務に就いた限りはですね、いろんなお仕事をしなきゃならないということで、やはり経験豊富にした方が、その方々の議員活動においても、それから議会活動においても、成果が出てくるというふうに考えている1人です。そういうことで、推薦されてますけどもそんなことをご配慮願えればなというふうに思っているところです。よろしく願いいたします。

栗田議長

他に質疑はありませんか。町長。

町長

ただいまできるだけ経験者を増やすというか、そういった方向性があるのではないかとのご意見という形で受け取りましたけれども、そういった見方も当然あるかと思えます。

地方自治法上は、やはりこういう有識者となってるかと思えますが、もっと広く言えば、議員でなくとも可能だと思えます。その部分あるかと思えますが、それをこれまでのやはり慣例といいますか伝統といいますか、それで、代表監査委員については、議員以外、もう1人の監査については議員の方の中からという、これまでずっと来ましたので、もうそれらを今踏襲した形の提案をさせていただきましたが、それらがその推薦するにあたって、議員の方々で、今までの経験な言い方をできるだけをすべきじゃないかという、そこら辺のいわゆる議論というかそういったものではこれまでなされてきてないという実態があるかと思えます。

先ほど活性化委員会の中でもそういったご意見があったという話もございましたので、できましたら、今回はこのような形をさせていただいて、そこら辺を議会の中で、さらに継続的にご協議をいただく中で、それらについてこちらの方としては、尊重させていただくという姿勢で臨んでいきたいと思えますので、今回の提案は提案として、寒河江氏について適切だと思っておりますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

栗田議長

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

ないようですので、これで議第47号に対する質疑を終わります。

なお、本案は人事案件ですので、討論は行わないで、これより採決を行います。

議第47号の原案に同意することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成

よって、議第47号は原案に同意することに決定しました。

(議員入場)

寒河江宏一議員が監査委員の選任に同意されましたことをお知らせします。

寒河江宏一議員

よろしく願いいたします。

追加5日程第1閉会中の継続調査の件

次に、追加5日程第1「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

議会運営委員長並びに、議会広報常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

はじめに、議会運営委員長から説明を求めます。

矢口委員長。

矢口議員

(閉会中の継続調査申出書のとおり)

以上です。

栗田議長

ありがとうございました。

ただ今、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報常任委員長から説明を求めます。

星川委員長。

8番 星川智子議員

(閉会中の継続調査申出書のとおり)

以上、よろしく申し上げます。

栗田議長

ありがとうございました。

ただ今、議会広報常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本臨時会の日程は、すべて終了しました。

これをもちまして令和5年5月金山町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

(14時16分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員